岩宇DMO設立支援業務企画提案指示書

1 目的

観光がもたらす消費は旅行業者など観光に直接関わる産業だけではなく、農林水産業をはじめ地域の様々な産業へ幅広く波及することから、地域にとって広汎な経済的インパクトがあり、岩宇地域が発展するための切り札の一つとして観光に取り組むことは極めて重要である。

隣接するニセコエリアは、世界的にも有名なリゾート地として君臨 しており、コロナ禍以前には長期滞在型の外国人観光客が多く、その外 国人観光客を岩宇地区へ、いかに誘客するかが課題となっている。

岩宇地域には、世界的にも珍しい海を望むスキー場、シーカヤック、 食としての海の幸といったニセコエリアにはない海の魅力や、道内で も古くから栄えた土地であることから、含翠園や鰊番屋といった歴史 的な建物や伝統あるお祭りなどがあり、インバウンド、特にアドベンチャートラベラーにとって魅力的なコンテンツが多く存在する。

アドベンチャートラベルについては、2023年に北海道においてATWS (Adventure Travel World Summit) が開催される予定となっており、岩宇地区についても2020年開催時にはDOA (Day Of Adventure) の「岩宇地区100年変わらない山と海の暮らし体験ツアー」が道内採択候補の一つになっていることから、ATWS20230誘致に向けた受入体制の整備が急務となっている。

広域的な観光振興の観点から、これらの観光資源を町村の垣根を越えて有機的に結びつけ、効果的に発信すること、並びに広域的にホスピタリティの向上を図ることで、岩宇地区への誘客促進をはじめとする観光入込全体の底上げに繋がると考え、事業推進の中心となる受入体制プラットフォームとしての岩宇エリアにおける広域的・包括的DMOの設立を目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

岩宇DMO設立支援事業委託業務

(2) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案書及びプレゼンテーション等 の評価において、最も点数が高かった業者を受託候補者とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日までを予定

(4) 見積価格上限

5,000,00円(消費税及び地方消費税含む)

ただし、この金額は業務規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

3 業務内容

以下に示す項目を実施する。

- (1) 岩宇まちづくり連携協議会・広域観光部会の運営
- (2) 岩宇 D M O 設立へのプロセス及び内容について検討する組織 (設立準備室) 設置に向けたコンサルティング
- (3) DMO人材育成研修
- (4) WEBサイト「Gan-wu」掲載情報の更新・追加
- (5) 戦略策定に向けた岩宇エリアの継続的なマーケティング
- (6) ATWS2023に向けた販促ツールの作成及び「岩宇観光アプリ」造成に向けた検討
- (7) 岩宇地域において将来的に自主財源を産み出す仕組みの検討
- (8) 報告書の作成

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業とし、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入 札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道内に本店又は支店、営業所を有していること。
- (4) 契約締結までの間に、国、北海道及び岩内町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア本店及び事業所が所在する都道府県の税
 - イ消費税及び地方消費税
- (6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

- イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定 による届出
- ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による 届出
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続きの申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員でない者であること。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問票の提出及び回答は次のとおりとし、 提出に際しては質問票(様式第1号)に記載の上、電子メールにて提出 すること。その際、件名を「岩宇DMO設立支援業務に関する質問(貴 社名)」とすること。

なお、電子メール以外(持参、郵送、電話、FAX等)による質疑は 受け付けないものとし、メール送信した旨(10 事務局)に電話連絡す ること。

- (1) 提出期限令和4年6月3日(金)17時まで【必着】
- (2) 回答方法

令和4年6月6日(月)までに、岩内町公式ホームページにて公開する。

https://www.town.iwanai.hokkaido.jp/

(3) 留意事項

ア 本要領に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。
イ 提出期限を過ぎたものは受け付けないものとする。

6 参加表明手続

参加希望者は、期限までに次の各号に掲げる書類を提出すること。 なお、期限までに提出しない者または参加資格要件に該当しないと 判断された場合は、本プロポーザルに参加することはできない。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式第2号)
 - イ 申出書(様式第3号)
 - ウ 誓約書(様式第4号)
 - エ 道内に営業拠点を有していることがわかる資料 (登記事項証明書等 (写し可))
 - オ 税を滞納している者でないことがわかる証明書(道税の納税証明書(写し可)、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可))
 - カ 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証す る書類
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規 定による届出
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (2) 提出部数

1 部

(3) 提出期限

令和4年6月8日(水)17時00分(必着)

4) 提出場所

〒045-8555 岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町建設経済部観光経済課観光係 担当:中川

電話 0135-67-7096

電子メール takashi-nakagawa@town.iwanai.lg.jp

(5) 提出方法

持参または郵送(必着、郵送は簡易書留に限る)

- 7 企画提案書の提出
 - (1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第5号)

- ① 別添の様式に基づき、A 4 版タテの規格で作成し、提出すること。
- ② 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わないこととする。ただし、社名やロゴなど提案者が特定でき

るような図柄は入れないこと。

- (2) 提出部数
 - ア 紙媒体 6部

(会社名等を記入したもの1部、記入しないもの5部)

イ 提出期限

令和4年6月15日(水)17時00分(必着)

- ウ 提出場所
 - 6(4)に同じ
- 工 提出方法
 - 6(5)に同じ

8 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

本業務を円滑に実施できるよう十分な人員を確保し、総括責任者 及び業務担当者においては必要な知見、専門知識、ノウハウを有し、 委託期間内で実施可能なスケジュール計画となっていること。

(2) 業務実績

過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験があり、十分な業務実績を有していること。

- (3) 企画提案の適合性
 - ア 岩宇まちづくり連携協議会・広域連携部会の運営に当たっては、円滑に実施できるよう各関係者との調整はもとより、DMO 設立を最終目標としているため、そこに至るまでのプロセスが 実現可能な内容となっていること。
 - イ DMOの運営に当たって、人材育成は重要な課題であること から、今後に繋がる内容の研修であること。
 - ウ DMO戦略策定にむけた継続的なマーケティング手法となっていること。
 - エ 岩宇地域におけるDOAコンテンツ「岩宇地区 100年変わらない山と海の暮らし体験ツアー」をATWS2023の誘致に繋がるような販促ツールの開発(動画・写真等)をすること。また、岩宇地域には本ツアーコンテンツ以外にも文化・自然・アクティビティが多くあり、北海道事業において新たな商品造成及びモニターツアー等の実施を予定していることから、これと密

に連携し、新たな販促ツールの開発に取り組むこと。

オ 将来的にDMO組織を安定して運営していくには自主財源を 産み出す仕組みづくりが非常に重要となる。岩宇地域で将来的 に自主財源を産み出す方法について提案し、それに寄与する取 り組みを提案すること。

9 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の再提出、修正等は一切認めないものとする。
- (3) 提案内容は、全て実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。なお、業務委託契約締結後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。
- (4) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (5) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに6(4)記載の担当者まで電話による連絡の上、辞退届(様式第6号)を郵送により提出すること。
- (6) 提出された企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (7) 企画提案書等のため作成した資料は、本協議会の許可なく公表または使用することはできない。
- (8) 本業務の成果品に係る著作権は岩宇まちづくり連携協議会に帰属する。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (10) 参加者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であれば本プロポーザルを実施するものとする。
- (11) 提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこと とし、日程・場所等については別途通知する。ただし、提出者が4 者を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (12) 審査結果及び特定者名 公表する。

10 事務局

岩宇まちづくり連携協議会

広域観光部会 事務局 岩内町建設経済部観光経済課観光係 観光係長 中川 貴嗣(なかがわ たかし)

Tel:0135-67-7096

E-mail: takashi-nakagawa@town.iwanai.lg.jp